

28高教福第725号  
平成28年10月4日

各県立学校長 様

高知県教育長

個人所有のポイントカードの公務での使用について（依頼）

このことについて、平成28年度定期監査結果（出先前期）の報告によると、一部の所属において「前渡資金（常時資金及び随時資金）により物品等を購入する際に、執行職員等が個人所有のポイントカードを使用し、支払時にポイントの加算を受けていた」という事例が発生しています。

公金及び準公金を取り扱う中で、職員個人が、量販店等において物品等を購入した場合に、購入金額に応じてポイントが付与され、そのポイントを貯めることで、商品の値引き、その他特典を受けることができるカード（以下「ポイントカード」という。）を使用し、こうした利益を受けることは適切ではないことから、前渡資金等で物品等を購入する場合、個人所有のポイントカードを使用しないよう、貴所属の教職員に対し、注意喚起するようお願いいたします。

なお、公用携帯電話等のポイントの利用については、「携帯電話等のポイントの利用について（平成27年3月17日付け26高財政第348号財政課執行管理室長通知）」を参考にしてください。

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課  
人事企画担当 088-821-4903